

令和7年4月18日

保護者の皆様へ

浦添市立浦添小学校
校長 細田 幸弘
(公印省略)

学習用タブレット端末の持ち帰り活用について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

浦添市では、GIGAスクール構想に基づき1人1台の学習用タブレット端末を使用した教育活動が本格的に実施されています。

本校では、日常のかつ効果的に学習用タブレット端末を活用し、学習を充実させるため、学習用タブレット端末の家庭への持ち帰りを開始いたします。学習用タブレット端末の使用にはインターネットへの接続と学習用アカウントの使用が伴うことから、本校においてこれらの適切な使用について指導を行います。

つきましては、別添文書を御確認いただき、学習用具としての「タブレット」が有効に、安全に使用されますよう御家庭でも指導をお願いします。また、確認ができましたら、下記の確認事項にチェックをいれて、担任まで提出をお願いします。学校では「タブレット」を使って様々な活動を行っていきますので、破損しないよう丁寧に扱うことや家に忘れたりすることのないよう子供たちに指導いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1 別添資料

- ・「借用に係る留意事項」（本文書の裏面）
- ・浦添小「タブレット持ち帰りルール」
- ・「タブレット端末使用規定」

-----切り取り線-----

学習用タブレット端末等借用同意書

浦添市立浦添小学校 学校長 殿

確認事項（☒をつけてください）

- ☐ 学習用端末等の借用を受けるにあたり、「借用に係る留意事項」について確認し、同意いたします。

浦添市立浦添小学校

令和7年 月 日

年 組 番 児童氏名

保護者氏名

※令和7年4月25日 提出締切（学級担任→教頭）

借用に係る留意事項

1 借用の条件について

学習者用タブレット端末を借用する児童は、浦添小学校に在籍している者としします。浦添小学校を卒業・転出する際は、速やかに借用した学習者用タブレット端末を返却します。

2 学習者用タブレット端末の使用目的について

学習者用タブレット端末は、児童の学習活動の手段として使用します。それ以外の目的では使用しません。

3 学習者用タブレット端末の使用者について

学習者用タブレット端末を使用するのは、借用した児童本人及びその保護者であり、他者に使用させません。

4 学習者用タブレット端末の設定について

借用した学習者用タブレット端末については、端末の操作記録を閲覧することに同意します。

5 学習者用タブレット端末の取り扱いについて

借用した学習者用タブレット端末を使用する際は、「タブレット持ち帰りルール」を保護者が児童と確認します。また、故障や破損をしないように細心の注意を払い、万が一故障や破損をした際には、速やかに学校に報告します。※「タブレット持ち帰りルール」は児童が学校で保管します。保護者の皆様へははてだっこプラス LINE または 本校ホームページにて添付する形をとります。

※ 学習者用タブレット端末の破損・故障の際の費用負担について

精密機械であり、気をつけて使用しても破損・故障は起こりうると考えていますので、通常の使用における破損や故障につきましては、浦添市教育委員会で原則、負担いたします。

ただし、故意の破損・故障、重大な過失による紛失・盗難については、生徒指導上の問題も含みますので、児童、ご家庭、学校への聞き取り等を行い、ご家庭負担による修理や買い直しを求める場合があります。

※ タブレットとは別ですが、お知らせします。

浦添小学校 SNS ルール

- ・相手の気持ちを考え、相手に直接言えないことは人に行ったり広めたりしない。
- ・投稿、書き込みはしない。（アプリ等の使用制限年齢、推奨年齢を守る）
- ・SNS 上で自分や他人の個人情報（名前、家族、住んでいる場所、学校などが特定できる情報）をやりとりしない。
- ・知らない人とやり取りしない。
- ・SNS（ゲーム、動画視聴含む）は、1日1時間を目安とし、午後8時30分には通知を切って、保護者に預ける。
- ・約束が守れなかった場合のルールを家庭で決める。例 ○日間使用しない 等